北海道後志総合振興局告示第 1015 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年（2026 年）２月 10 日

北海道後志総合振興局長　瀧川　雅晴

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称、数量及び履行場所

| 番号 | 役務の名称 | 数量 | 履行場所 |
|---|---|---|---|
| ① | 後志合同庁舎清掃業務 | 一式 | 北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目<br>北海道後志合同庁舎 |
| ② | 後志総合振興局小樽合同庁舎清掃業務 | 一式 | 北海道小樽市富岡１丁目１４番１３号<br>後志総合振興局小樽合同庁舎 |
| ③ | 後志総合振興局余市合同庁舎・保健行政室余市地域保健支所清掃業務 | 一式 | 北海道余市郡余市町朝日町１１番地１<br>後志総合振興局余市合同庁舎<br>北海道余市郡余市町朝日町１２番地<br>後志総合振興局保健行政室余市地域保健支所 |
| ④ | 後志農業改良普及センター・後志家畜保健衛生所清掃業務 | 一式 | 北海道虻田郡倶知安町字旭５７番地１<br>後志農業改良普及センター<br>北海道虻田郡倶知安町字旭１５番地<br>後志家畜保健衛生所 |

※　各番号ごとに入札を執行する。

（２）契約の目的の仕様等　清掃業務処理要領による。

（３）契約期間　　令和８年（2026 年）４月１日から令和９年（2027 年）３月３１日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）令和７年度に有効な道の競争入札参加資格のうち庁舎等清掃の資格を有すること。

（２）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（３）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（４）北海道内に本店を有し、かつ、後志総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

（５）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、資本関係又は人的関係とは、次に揚げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第３条第２項に該当しない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）

第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）　一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第２条第１項第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

（イ）　一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の（４）及び（５）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年（2026 年）２月 10 日（火）から令和８年（2026 年）２月 24 日（火）まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで。

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号　044-8588　北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目
北海道後志総合振興局総務課職員・財産係
電話番号　0136-23-1313（直通）

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目　北海道後志総合振興局総務課職員・財産係

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目
北海道後志合同庁舎　３階　１号会議室
（送付による場合は、北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目　北海道後志総合振興局総務課職員・財産係宛てに送付すること。）

（２）入札日時　　令和８年（2026 年）３月４日（水）午後１時 30 分
（送付による場合は、前日までに必着）
（３）開札場所　（１）に同じ。
（４）開札日時　（２）に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵送等による入札の可否

認める。なお、郵送等による入札をした者は開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

９　落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。

この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成の要否

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第２項の規定により最低制限価格を設定している。

（４）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　北海道後志総合振興局総務課職員・財産係

イ　所 在 地　郵便番号　044-8588
　　北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目

ウ　電話番号　0136-23-1313（直通）

（６）前金払

前金払はしない。

（７）概算払

概算払はしない。

（８）部分払

部分払はしない。

（９）入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。